

第 534 回広島地方最低賃金審議会

議事録

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

第 534 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和3年7月2日(金)11:01～11:50

場所

広島合同庁舎2号館7階 5号会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、井上委員、岡田会長代理、酒井委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、角委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

阿部広島労働局長、山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、
坂本賃金指導官、森川給付調査官

議題

- (1) 小委員会の運営について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 令和3年度の審議会の運営について
- (4) 地方最低賃金審議会運営規程、地方最低賃金審議会専門部会運営規程の改訂について
- (5) その他
 - ① 地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について
 - ② 次回審議会の日程等

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは、若干遅れ気味ではありますが、只今より第 534 回広島地方最低賃金審議会を開会致します。本審議会はですね、本年度、最初の会議となりますので、お手元にお配りしております審議会次第の議事に入りますまでの間、賃金室長補佐の私、吉川が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。まず、本日の各委員の出席状況でございますけれども、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表委員5名中5名、計15名の全委員にご出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立し、開催されていることをご報告申し上げます。また、本審議会の公開につきましては、去る6月 18 日から 24 日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴希望者が 5 名ございました。本日 5 名の方が審議회를傍聴されておられますので、ご報告を致します。なお、傍聴される方は事前にご説

明をさせて頂いたと思いますけれども、遵守事項に従って頂きますよう、よろしく願いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、阿部労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○阿部広島労働局長

皆さん、こんにちは。3月31日付けで広島労働局長を拝命しました阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、日頃から労働行政の推進にあたりまして、ご理解ご協力賜っていることをまずもってお礼申し上げます。ありがとうございます。また、本日ご多用のところ、本審議会に全員ご出席いただきまして、ありがとうございます。重ねてお礼申し上げたいと思います。さて、最低賃金の動き、本省のほうでも動き出しているところですけど、政府全体としても先月18日にいわゆる「骨太の方針」が閣議決定されたところでございます。それを踏まえて、22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会のほうに、地域別最低賃金の目安についての調査審議の諮問がなされたというところでございます。今後、中賃のほうでも審議が進んで、目安が答申されたあと、広島県内の雇用・経済の状況、中小企業者の方々・労働者の方々の状況など幅広い観点から県内の実情を踏まえて皆様方にご審議いただければと考えている次第でございます。最低賃金は、働く方々のセーフティネットとして、特に非正規雇用で働く方々の最低賃金に近い水準で働かされている方々、まだまだ大勢いらっしゃると思います。そういう方々にとっても、労働条件を改善していく一つのツールということで、我々としても非常に大事なものと理解をしているところでございます。私が思っているだけでなく、政府の中でも骨太方針に記載がなされてございます。また、新型コロナウイルス感染症が1年以上も続いて、非常に皆様方も大変な状況でございます。県内の企業の中では雇用調整助成金を活用していただいて雇用の維持をまず頑張っていたところもあろうかと思っております。雇用経済の影響は誠に厳しいところがあろうかと思っております。そういった観点も加味し、非常に厳しい部分もあろうかと思っておりますが、県内の状況、働いている方々の思いも踏まえながら皆様方に真摯なご議論をお願いできればと思っております。非常に厳しい審議になるかと思っておりますが、皆様どうぞよろしくお願い致します。私共事務局としても皆様方の審議が円滑に進むよう努力してまいりますので、どうぞ本年度の審議をよろしくお願い申し上げます。

○吉川賃金室長補佐

それでは、お手元の資料No.1「広島地方最低賃金審議会委員名簿(第55期)」を御覧ください。15名中11名の委員が昨年度に引続き選任されており、4名が新任されておりますことをご報告致します。

○吉川賃金室長補佐

それでは、本日の審議会は、本年度初回でございますので、議事に先立ちまして、委員の皆様方をご紹介したいと思います。名簿の上から順にご紹介を致します。お名前を読み上げますので、その場でご起立をお願いいたします。

(各側委員紹介)

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料のご確認をお願い致します。まず、ファイルになっております資料でございますけれども、本体の資料と別冊資料の2部に分けてございます。一部目が本体資料でございます。資料No.1から9まで、下の中央に通し番号の1ページから 14 ページまででございます。2部目は、橙色の仕切紙が入っておる下でございます別冊資料でございます。別冊資料No.1から 12 まででございます。通し番号1ページから 105 ページまででございます。

それから、委員のお手元に冊子の資料としまして、最低賃金決定要覧(令和3年度版)が置いてございます。以上、お手元に揃ってございますか。それでは、本年度審議会の会長、会長代理の選出について、狭間室長からご報告を申し上げます。

○狭間賃金室長

それでは、ご報告申し上げます。会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条第1項に最低賃金審議会に会長を置くことと規定されております。また同条第2項第4項の規定により、会長及び会長代理は公益代表委員から委員が選挙するとあります。本日審議会に先立ちまして公益代表会議におきまして、会長候補に三井委員、会長代理候補に岡田委員が推挙されておりますことをご報告いたします。

○吉川賃金室長補佐

只今、ご報告申し上げました会長候補に三井委員、会長代理候補に岡田委員につきまして皆様にご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでよろしいでしょうか。

それでは、会長に三井委員、会長代理に岡田委員をご承認いただきましたところで、会長席、会長代理席をご用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(会長席・会長代理席を用意)

○吉川賃金室長補佐

それでは、三井会長・岡田会長代理より一言ご挨拶をお願いいたします。

○三井会長

ただいま、会長に選任いただきました三井でございます。コロナ下の厳しい経済状況ではございますが、微力ながら精一杯公正な最低賃金の決定にむけて、全力してまいる次第でございますので、何卒、皆様方、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○岡田会長代理

岡田でございます。審理を尽くしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○吉川賃金室長補佐

ありがとうございました。それでは三井会長、以後の議事進行をよろしく、お願い致します。

○三井会長

はい、分かりました。それでは、これより第 534 回広島地方最低賃金審議会の議事を始めます。それでは、議事(1)の「小委員会の運営について」の審議に入ります。事務局からご説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

それでは資料No.3、通し番号3ページの「広島地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください。第3条に会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができると規定されており、これを受けまして、資料No.5、通し番号7ページ、広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程を見て頂きますと、その第1条に地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、本審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会を設置するものと規定されています。これら小委員会につきましては、例年、あらかじめ設置し、必要の都度、開催させて頂くこととさせて頂いておりますので、本年度も、運営小委員会、検討小委員会の設置をお願い致します。なお、委員の選任につきましては、小委員会運営規程第2条に、各側の推薦に基づいて会長が指名することとなっております。

公益代表委員につきましては、公益委員会議におきまして、運営小委員会は、三井会長、岡田委員、酒井委員の3名で、座長が岡田委員。検討小委員会は、三井委員、岡田委員の2名で、座長は同じく岡田委員ということでご選出頂いております。労・使の代表委員におかれましては、この場で各委員2名のご推薦を頂き、会長より指名して頂ければと考えております。会長、お願い致します。

○三井会長

分かりました。労側、如何でしょうか。

○橋本委員

はい、労側の方は角委員と私橋本で務めさせて頂きたいと思っております。

○三井会長

はい、分かりました。橋本委員と角委員ということですね。よろしく申し上げます。使側は如何でしょうか。

○中野委員

検討・運営小委員会とも、長谷川委員と私中野が担当させていただきます。

○三井会長

はい、分かりました。運営小委員会につきましては、公益委員が、私三井と岡田委員、酒井委員。それから労働者側代表委員が、橋本委員、角委員。使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員。検討小委員会につきましては、公益代表委員が、私三井と岡田委員。労働者側代表委員が、橋本委員、角委員。使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員ということでお願いをいたします。続きまして、議事(2)ということで「広島県最低賃金の改正決定(諮問)について」でございます。事務局より説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい。最低賃金法では、地域別最低賃金の改正については、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されておりますので、本日諮問文を用意し、その写しを各委員に配付の上、諮問文を読み上げさせて頂いた後、広島労働局長から三井会長に手交させて頂きたく存じます。しばらくお待ちください。

(諮問文写し配付)

○坂本賃金指導官

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。広島県最低賃金の改正決定について、諮問。最低賃金法第12条の規定に基づき、広島県最低賃金(昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(同日閣議決定)に配意した貴会の調査審議をお願いする。以上でございます。

○狭間賃金室長

それでは、局長から会長へ諮問文を手交させていただきます。

(諮問文手交)

○三井会長

只今ですね、広島県最低賃金の改正決定につきまして、阿部局長から諮問を受けました。それでは、諮問理由につきまして、事務局から説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、令和3年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由等についてご説明申し上げます。少し長くなりますので着座して説明させていただきます。お手元の資料の最低賃金決定要覧をご覧ください。こちらの144ページ、最低賃金法の条文が記載されております。最低賃金法第9条第2項並びに第3項をご覧ください。第2項は、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定されており、同条第3項においては、「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とされています。

まず、「労働者の生計費」関係についてでございます。

別冊資料No.1 オレンジ色の次の別冊資料通し番号1ページ、「標準生計費(1)」を示しております。上の段が単身労働者の毎年4月の標準生計費の推移です。過去5年間を見ますと、費用は増減を繰り返す形となっておりますが、国、広島市ともに令和2年は前年比でマイナスとなっております。その下が「世帯人数別」の単身から5名世帯までの標準生計費の比較です。広島市、全国ともに2人世帯以外では、前年比でマイナスとなっております。

続いて次のページ2ページを見ていただけますか。別冊資料No.2「消費者物価指数(総合)」によれば、消費者物価指数は、令和2年は月ごとには増減を繰り返しておりますが、年平均を見ますと広島市、福山市いずれも前年比プラスとなっております。

続いて3ページをご覧ください。こちらは、企業規模10名以上の男女別の所定内給与額を示した「性別賃金、対前年増減率の推移」となっております。厚生労働省が毎年6月に実施しております「賃金構造基本統計調査」によるものです。よりまして、令和2年6月の結果となります。同調査によれば、「男女計」で全国では微増、広島がマイナスという結果となっております。

4ページもですね、賃金基本統計調査によるもので、企業規模5人から9人に従事する短時間女性労働者の所定内給与の統計です。比較的、低額賃金者ということで集計しました。広島県は前年比サービス業で低下し、産業合計ではわずかに減少しております。

通し番号5ページには、事業所規模5人以上の事業所を対象とした「毎月勤労統計調査」による賃金月額推移を示しております。事業所規模5名以上と30名以上に分けまして、業種ごとの賃金額をお示ししております。

調査産業計では全国、広島県ともに令和2年の現金給与総額、定期給与総額はいずれも前年比わずかにマイナスとなっております。

そのほか、業種ごとに見ますと製造業、宿泊・飲食サービス業が全国と広島県いずれもマイナスとなっております。5ページ以降ですね。ただいま申し上げました統計をお示ししております。

次に、14ページ雇用情勢(一般)です。有効求人倍率と完全失業者数をお示ししております。広島県の令和2年度の有効求人倍率平均は1.29倍と全国平均1.10倍を上回っております。広島では平成30年から令和元年にかけて、ほぼ2倍の水準

を維持してきましたが、コロナ感染症拡大の影響で低下していました。昨年12月の1.13倍を底に上昇してきております。5月は1.34倍となっております。

続きまして15ページ、次のページになります。「春季賃金引上げ妥結状況（令和3年）」でございます。今年の春季賃金引上げ妥結状況については、連合による令和3年6月4日公表の従業員300人未満の企業では1.74%の引上で昨年を若干下回っています。また、経団連による令和3年6月11日公表の従業員500人未満の企業の引上率は1.72%と昨年と同率となっております。

次の16ページ以降になりますが、各種労働経済関係指標をお付けしております。少しとびまして20ページをご覧ください。

日本銀行広島支店から発行されます広島県の金融経済月報をお付けしておりますが、昨日ホームページに掲載された最新版7月1日付けのものを机上に配布しておりますので、そちらをご覧ください。

広島の景気概況として「広島県の景気は、持ち直しのペースが鈍化している」「先行きの景気は、徐々に改善に向かうことが期待されるが、そのペースは緩やかなものにとどまるとみられる。今後とも、感染症が県内の経済金融情勢に与える影響を注視していく必要がある」との景況感が示されております。

2枚めくっていただきますと「企業短期経済観測調査結果の概要（2021年6月）」をご覧ください。更に1枚めくっていただきますと「業況判断D.I.」が示されております。広島県の最新の状況は、全産業、製造業、非製造業ともに1ポイントから7ポイント改善しております。また、先行きも改善予想となっております。

別冊資料No.9-2をご覧ください。財務省中国財務局作成の「法人企業景気予測調査」を付けております。その37ページをご覧ください。令和3年4月～6月までのBSI企業の業況判断は、下降幅が増加しましたが、先行き見通しについては、今後、下降幅は縮小する見通しとなっております。

駆け足でご説明申し上げましたが、以上のことから、本年度も当地域の各種経済、賃金指標に変化が認められるため、広島県最低賃金の改定について調査審議をいただく必要があると考えまして最低賃金法第10条に基づき今回諮問させていただくこととした次第です。

また、6月22日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、最低賃金目安諮問がなされておりますので、今後目安結果も踏まえてご審議いただきますようお願いいたします。

また、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げ支援策といたしまして、別冊資料の一番後ろにですね、89ページから中小企業が使える人材確保支援策・働き方改革支援策の省庁横断型のものを作っております。このうち、いくつかの支援策については、次回の審議会におきまして、経済産業省中国経済産業局、広島労働局雇用環境均等室から担当者を招いて、概要説明をさせていただく予定としています。

以上、諮問理由等についてご説明をさせていただきました。

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今の諮問理由の説明につきまして、何か御質問等がございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

それでは、次に専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

○狭間賃金室長

最低賃金法第 25 条第2項に、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないと規定しておりますので、広島県最低賃金専門部会の設置が必要となります。また、同条第 3 項では、専門部会は、政令、これは最低賃金審議会令第 6 条となりますが、定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する、となっておりますが、委員の任命にあたりましては、審議会令第 3 条第 1 項により、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならぬとされております。労使委員に係る推薦公示を事務局で行わせて頂きます。例年どおり、2 週間の公示期間を設けることとしますので、本日より 7 月 16 日までとする予定であります。なお、公益代表委員候補につきましては、推薦公示の必要はありませんので、公益委員会議で、三井委員、岡田委員、酒井委員の 3 名が選出されておりますので、この場でご報告させていただきます。

○三井会長

はい、それでは次にですね、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局よりご説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、最低賃金法第 25 条第 5 項によれば、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとするとしており、その聴取方法については、最低賃金法施行規則第 11 条によれば、一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによることとされておりますので、事務局で本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間については概ね 3 週間程度必要とされておりますことから、提出期日を 7 月 26 日までを予定しております。

○三井会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問にかかる意見聴取の公示の件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。これでよろしゅうございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい、それでは、議事の(3)でございますが、「令和3年度における審議会の運営について」でございます。これは、本年度の広島地方最低賃金審議会の運営の原則を定めるものになります。事務局からご説明をお願い致します。

○狭間室長

はい、それではお手元の資料No.6、通し番号9ページをご覧ください。例年、審議会をスタートする際、基本の方針として確認されてきた経緯もあり、本年度も御諮りさせていただきます。記の1、2において県最賃は10月1日発効、特定最賃は年内発効を目指すこととされております。

記の4を御覧ください。最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。要覧の151ページに「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

しかし資料No.6の別紙、通し番号10ページ記の1にありますように広島県最低賃金についてはこれを適用しないことを例年の基本方針としております。専門部会の決議を審議会に報告し、改めて審議会でも再度決議をするというものであります。

それでは、事務局より、本案を読み上げさせていただきます。

○坂本指導官（読み上げ）

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について、広島地方最低賃金審議会の令和3年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。記1特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。2各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。3本審議会によるあらかじめの議決は、専門部会において1回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第6条第5項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。4特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。5最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」（案）の説明は以上でございます。本年度の取扱いについて、ご審議いただきたいと思っております。

○三井会長

ただ今の「令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営について」（案）についての説明がありましたが、ご意見等がある方はご発言をお願いします。何かございませんでしょうか。

（発言なし）

では、令和3年度広島地方最低賃金審議会の運営については、本案のとおり進めるということよろしゅうございますでしょうか。では、事務局は（案）の字の削除を

お願いします。

続いて議事（４）でございますが、「広島地方最低賃金審議会運営規程」「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」の改定についてでございます。事務局よりご説明のほうお願いいたします。

○狭間室長

はい、それでは資料３、通し番号３ページから５ページをご覧ください。現行の「広島地方最低賃金審議会運営規程」「広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程」でございます。皆様のお手元には改定案をお配りいたします。

（各委員に改正案を配付）

この度改定をご審議いただきますのは、審議会、専門部会、小委員会開催の都度作成する議事録につきまして、会長と各側委員２名に署名を求めてまいりましたが、その署名を廃止するというものです。

法令や慣行で書類に署名、押印を求める手続きについて、規制改革推進会議より見直し方針が示され、５月２１日に開かれました中央最低賃金審議会におきましても、議事録の署名廃止が議決されました。それに倣いまして、当審議会においても議事録の署名廃止についてご審議いただきますようお願いいたします。

○三井会長

わかりました。ただいま事務局より、議事録の署名廃止の提案がありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○中野委員

署名等の廃止は構わないのですが、発言の中身についてチェックすることは可能なのですか、発言者が。

○狭間室長

はい、従来より発言をいただきました方には、あらかじめ議事録の案をお送りいたしまして、確認をいただいております。そのことは今後も続けさせていただきます。

○三井会長

その他、何かございませんでしょうか。他、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご異議はないようですので議事録の署名は廃止させていただきます。それでは次に議事（５）その他①「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」について事務局から説明をお願いします。

○坂本指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開についてご説明します。新た

な審議事項ではなく、確認のために、ご説明させていただきます。

資料No.9 通し番号 13 ページ「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」をご覧ください。

議事録の作成に当たりましては、現在、本審と専門部会の議事録は、この事務連絡に基づき発言者名を付させていただいているところであり、本年度も引き続き、発言者名を付することとさせていただきたいと思っております。つきましては、議事録（案）を作成した後、発言委員に議事録（案）を送付して、発言内容のご確認等を行っていただき、作成に遺漏なきを期することと致します。また、議事録が完成いたしましたら、委員の皆様全員へメール等送らせていただきます。よろしくお願いたします。なお、議事録・資料が非公開とされましても、情報公開法に基づく開示請求があった場合には公開の対象となります。

○三井会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは議事(5)その他②でございますが、次回審議会の日程等についてということで事務局より説明をお願いします。

○中野委員

すいません。会長が言われている次第ですけれど、どこかにあるのですか。4とか5とかですけど。議事4がその他で終わっているのですが。

○狭間室長

すいません。作成の途中で変更が急遽ございまして、手直しが間に合っていませんでした。失礼いたしました。また、新しいものを皆さんにお配りしたいと思いますので、誠にすいませんでした。

○三井会長

はい、事務局の手違いで申し訳ありませんでした。一応そういうことでお願いします。それでは、次回の審議会の日程についての説明を事務局からお願いします。

○狭間賃金室長

はい。それでは、次回の審議会日程について、ご説明させていただきます。

本年度の審議会の開催スケジュールと最低賃金発効日についてです。本年度も10月1日の発効を目標とすることで先ほどご確認いただいたところですが、10月1日を発効日とするためには、官報公示等の手続きの関係上、8月5日までに答申をいただく必要がございます。

本年度、中央最低賃金審議会の目安額答申は7月中旬頃に出されることが予想されております。目安答申が出されました後、審議会を開催して目安伝達を行い、専門部会を立ち上げて審議を行い、審議会で答申をいただくこととなります。

事務局としては、あらかじめ委員の皆様方に調整させていただきましたとおり、次

回第 535 回審議会開催を 7 月 30 日（金曜日）午後 2 時からとさせていただきます。

○三井会長

はい、次回 535 回審議会は、7 月 30 日（金曜日）午後 2 時から開催ということでございます。事前に調整済みということですので各委員はご確認願いたいと思います。事務局は準備をお願いします。

○狭間室長

はい、承知しました。

○三井会長

それでは、次回審議会場についてご案内願います。

○吉川賃金室長補佐

次回第 535 回審議会は、7 月 30 日（金）午後 2 時からですが、合同庁舎の会議室が確保できませんでしたので、YMCA 国際文化センター会議室で行いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。正式には文書でご案内いたします。なお、お車でお越しの方は有料の駐車場が併設されております。また、合同庁舎の駐車場に停めて徒歩で移動された場合は、会場に駐車券をご持参ください。以上でございます。

○三井会長

そのほか、全体を通して、何か御質問等がございますか。

○三井会長

では、次回の第 535 回審議会は、目安額の伝達、中小企業の賃金引上げ支援策説明及び公示に際して申出のあった意見等について審議する予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規定第 6 条第 1 項に基づき公開とさせていただきたいと思います。

事務局は、準備をお願いします。

○狭間室長

かしこまりました。

○三井会長

それでは、これもちまして第 534 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。皆様お忙しいところ、ご苦勞様でございました。